小作爭議調査表

No. 75

（昭和九年六月分）

（月報第五三号）

項目	内容
場所	企救郡企救町大字横代
關係人員	地主 横川秀吉 小作人 立岩久三外三名
地主關係團体	九州不動産管理株式会社
原因	小作人は昭和八年四月小作争議解決条件の履行をなさざる為地主は会社に依頼し調停条項違反として該地の強制執行申請せり
發生	昭和九年四月一二日
終熄	昭和〃年六月二五日
關係地種類面積	田 一町三反四畝十三歩
小作人關係團体	全農福聯 企救第二支部
要求事項	企救郡企救町 土地返還要求
經過	四月二十五日執達吏強制執行をなさんとせしに依り小作人側は弁護士に図り異議の申立をなし当日の執行を停止せり 五月十四日一同口頭弁論開廷両者相争ふも決審に至らず 六月十四日地主側勝訴の判決あり直ちに土地明渡の如き命令あり小作人側は弁護士三十余名の応援を得て右を阻止すべく威運動に出でたるも小倉警察署の斡旋にて事協定 小作人側は生活に脅威を来たすより協会に依頼し斡旋
結果	一、小作人は自己耕作に係る田地中一反歩を直ちに地主に返還すること 二、昭和八年度小作料は 1. 立岩久三、立岩鶴吉の分 一割五歩減とし六割を六月末日迄に納入残額は本年十一月二十五日迄に納入すること 2. 立岩[illegible]太郎の分 四割減とし五割を六月末日迄に納入残額は本年末迄に納入すること

結果	備考
一、小作人は直ちに土地を地主に返還すること 一、地主は代作地として自作地中より一反一畝歩を小作人に交附すること（交附せる土地は地主が[illegible]賃借りせしむるもの） 一、小作人は直ちに農民組合より脱退すること	

財團法人協調會福岡出張所